



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



令和7年度 国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会

取引の適正化等について

— 優越的地位の濫用（独禁法）と改正下請法（^{トリテキ}取適法） —

公正取引委員会 企業取引課

優越的地位の濫用（独占禁止法）と取適法の関係

	優越的地位の濫用（独禁法）	改正下請法（取適法）
位置付け	● 公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法のうち、不公正な取引方法の1類型として規定	● 独占禁止法の特別法として、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的 ● 独占禁止法に比べて、簡易・迅速な処理
対象取引	● あらゆる取引が対象	● 対象取引を限定 ① 取引の内容（製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託・特定運送委託） ② 規模の基準（資本金又は従業員）
規制内容	● 優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること（濫用行為）を禁止 ● ポイント ・ 優越的地位にあるか（個別判断）	● 親事業者と下請事業者の取引において、親事業者の義務や禁止行為を規定 ● ポイント ・ 取引内容と規模基準で適用を判断

優越的地位の濫用規制
（独禁法）

改正下請法
（取適法）

※両法の適用がある場合は取適法を優先

優越的地位の濫用規制

優越的地位の濫用（独占禁止法）

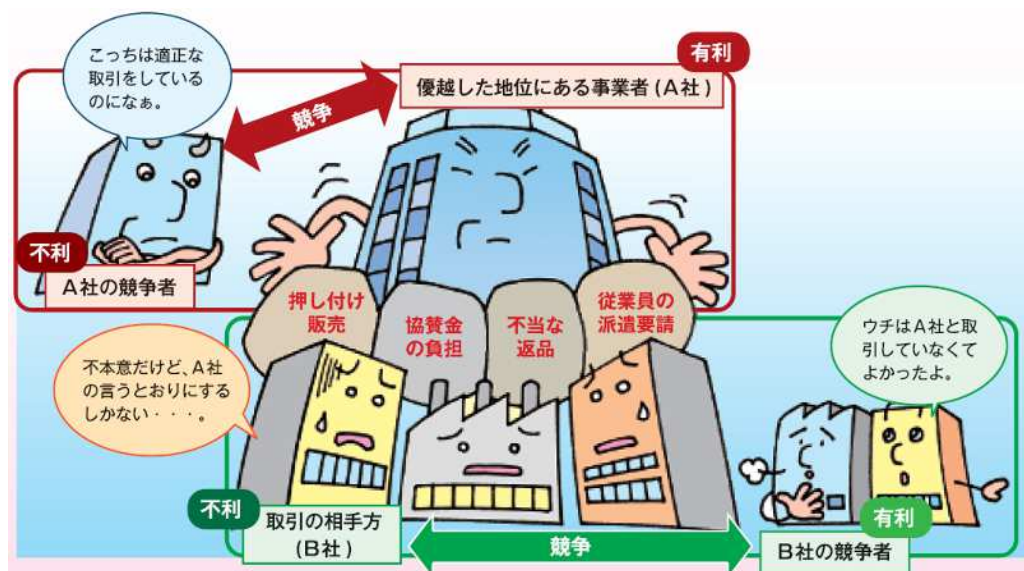
優越的地位の濫用とは

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。

◆ 規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



優越的地位の濫用（独占禁止法）

優越的地位



正常な商慣習に
照らして不当に



濫用行為



優越的地位の濫用

- 取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行っても受け入れざるを得ない関係

- 「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるもの
- 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることとはならない

①～④を総合考慮

- ① 取引依存度
- ② 市場における地位
- ③ 取引先変更の可能性
- ④ 取引必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に照らして不当



公正な競争を阻害するおそれがある場合

- ① 購入・利用強制 ② 協賛金等の負担の要請 ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請 ⑤ 受領拒否 ⑥ 返品 ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額 ⑨ 取引の対価の一方的決定 ⑩ やり直しの要請 ⑪ その他

優越的地位の濫用（独占禁止法）

購入・利用強制	取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること
協賛金等の負担要請	決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等）
従業員等の派遣要請	派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること
その他の経済上の利益提供要請	発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること
受領拒否	取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること
返品	展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること
支払遅延	社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと
減額	商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと
取引の対価の一方的決定	自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること
やり直しの要請	商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること

中小受託取引適正化法

（ 施行期日 令和 8 年 1 月 1 日 ）

- 「下請」という言葉が持つ従属的なイメージからの脱却
- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

「下請代金支払遅延等防止法」



「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

略称：「中小受託取引適正化法」

通称：「取適法」

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

「下請」等の用語の見直し

● 法律の名称

「下請代金支払遅延等防止法」

▶ 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

● 用語

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

取適法の概要

改正ポイント

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託
事業者

資本金 3 億超
資本金 1 千万超 3 億以下
常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)
資本金 1 千万以下 (個人含む)
常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託
事業者

資本金 5 千万超
資本金 1 千万超 5 千万以下
常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)
資本金 1 千万以下 (個人含む)
常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注書面の交付義務

書類の作成・保存義務 (2年)

支払期日 (受領後60日以内) を
定める義務

遅延利息 (14.6%) の
支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延 (手形払い等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

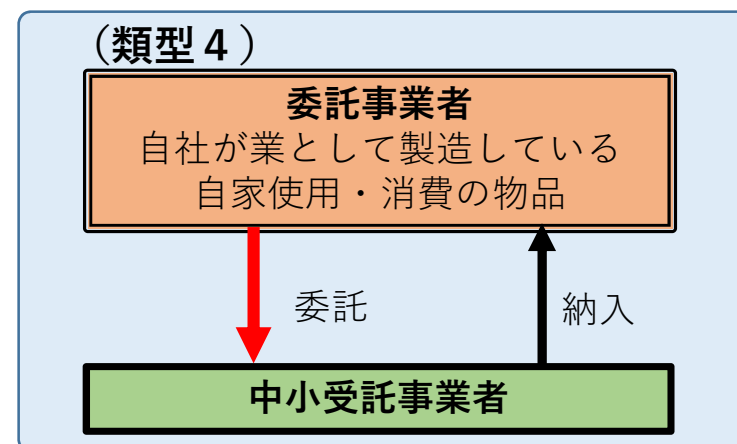
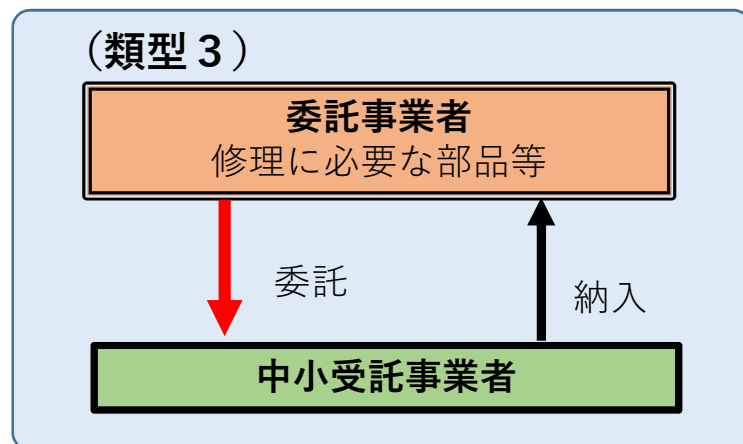
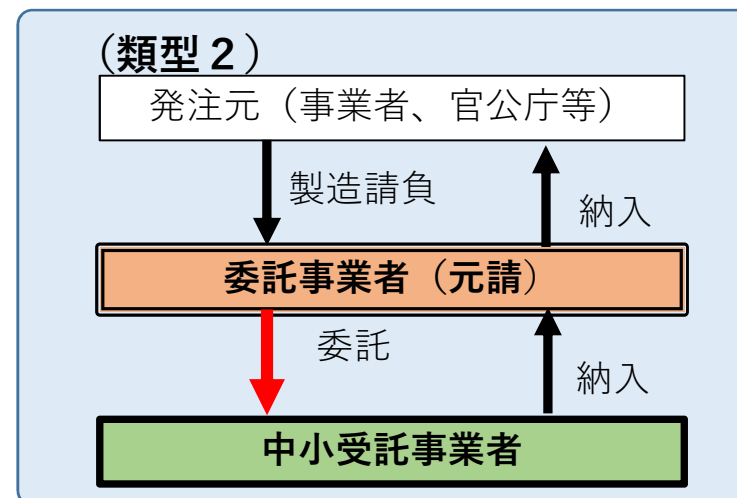
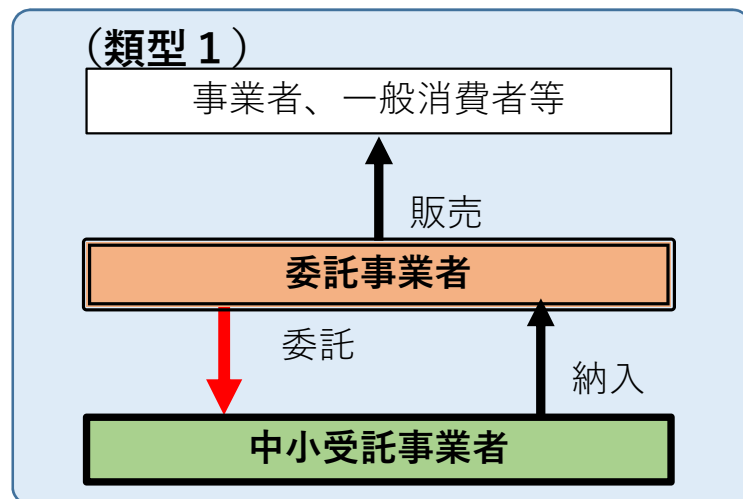
不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、**規格、品質、形状、デザインなどを指定して、**他の事業者には物品の製造や加工などを委託すること

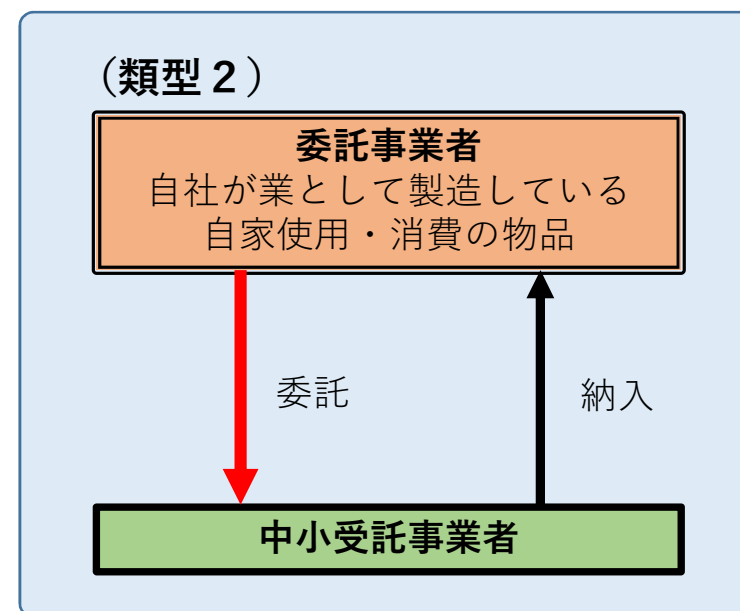
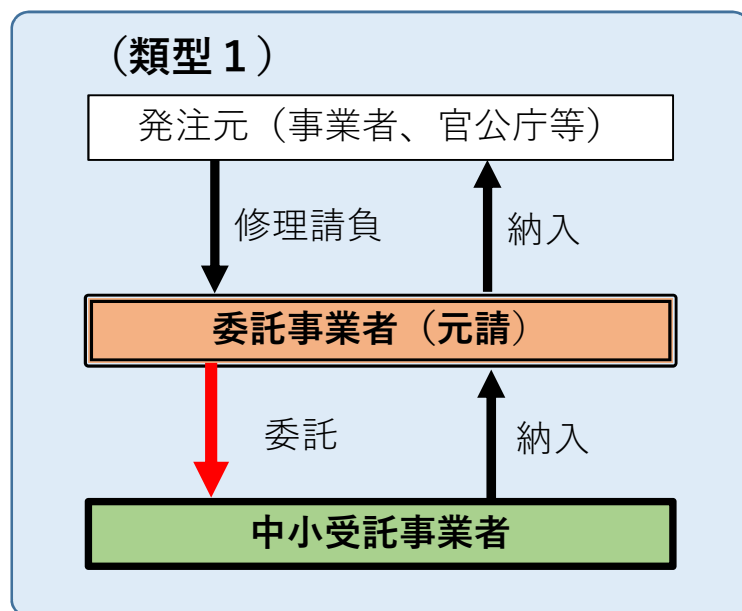
※「物品」とは有体物をいう（運用基準案）。



※  が取適法の対象となる取引

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託すること



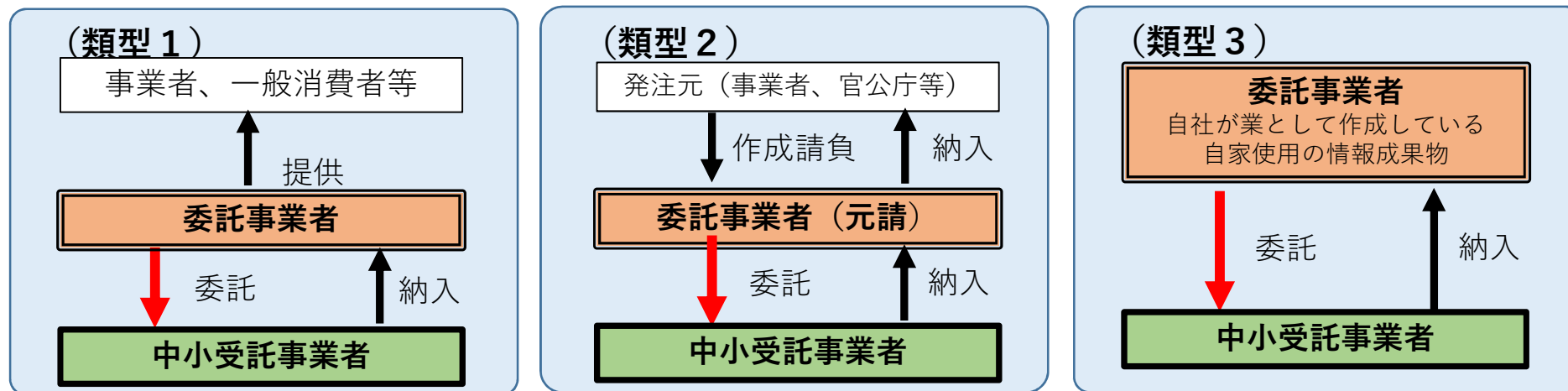
※  が取適法の対象となる取引

※ 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることを指し、物品の価値や性能を高めるようなものは修理には当たりません。

※ 発注元への出張修理は、物品を納入するという行為が発生しませんが、修理に該当します。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託すること



※ **→** が取適法の対象となる取引

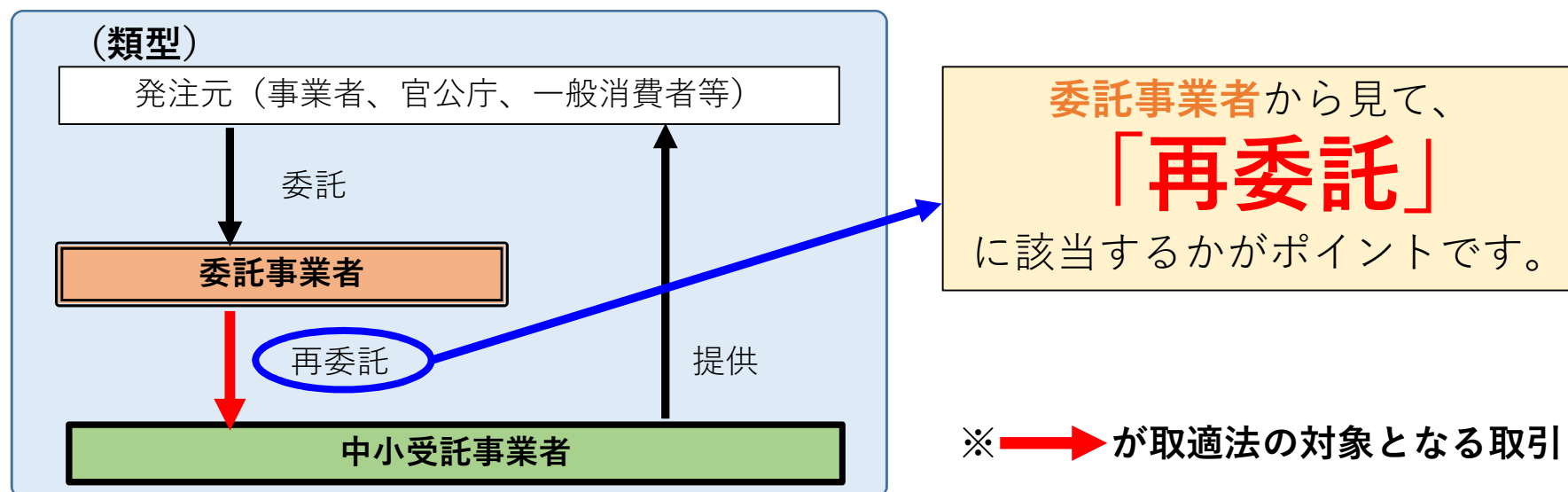
情報成果物とは

- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、**物品の設計・デザインに係わる**作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれます。

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者委託すること



※ 建設工事は取適法の適用対象外

- 取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。**
- これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。

※ 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。**
- 自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を 外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となります。

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

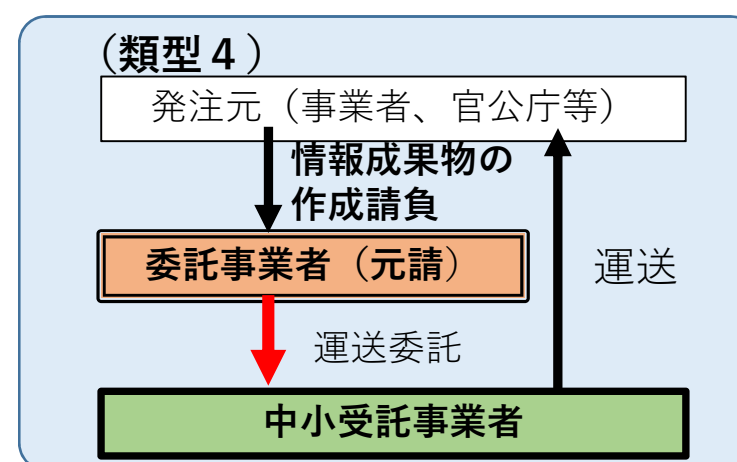
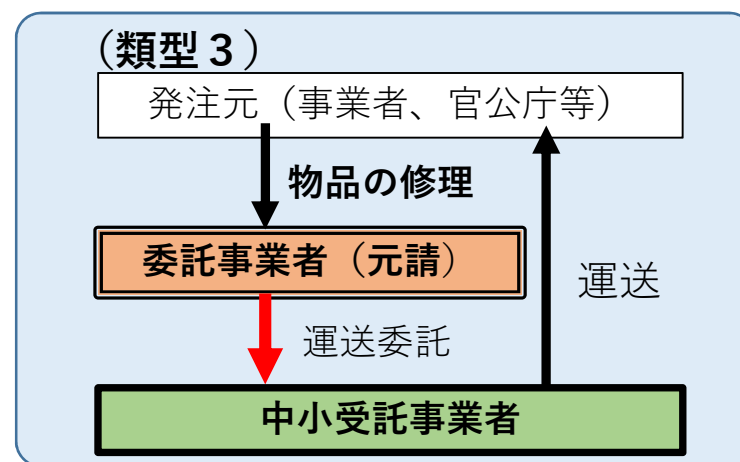
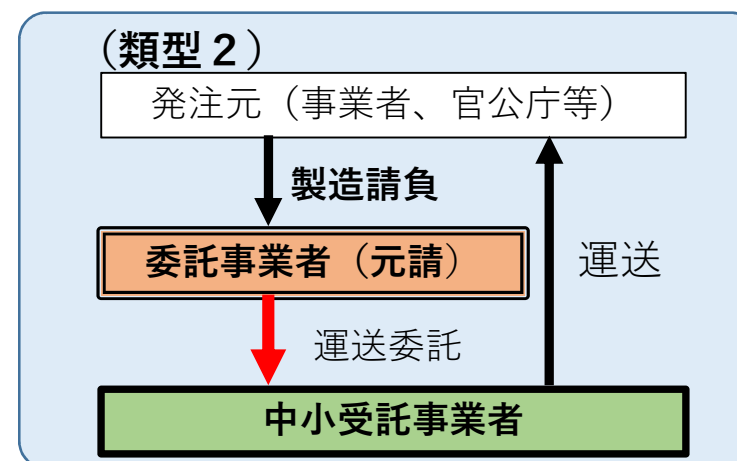
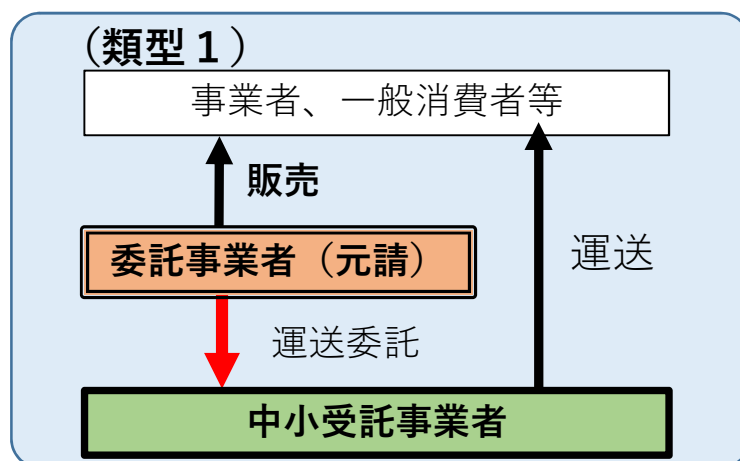
- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託すること



※ → が取適法の対象となる取引

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託
事業者

資本金 3 億超
資本金 1 千万超 3 億以下
常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下（個人含む）
資本金 1 千万以下（個人含む）
常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託
事業者

資本金 5 千万超
資本金 1 千万超 5 千万以下
常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下（個人含む）
資本金 1 千万以下（個人含む）
常時使用する従業員 100 人以下（個人含む）

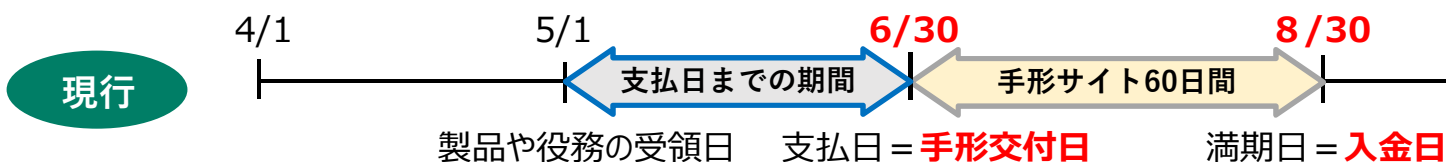
改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

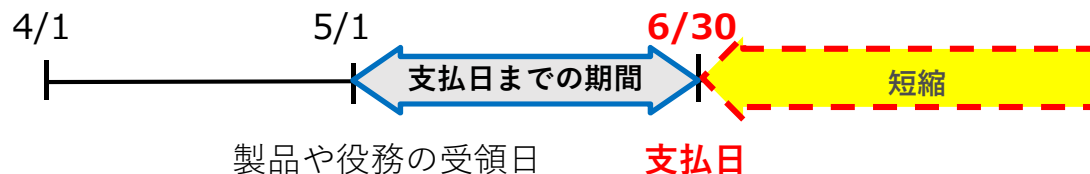
- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

支払遅延に該当



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

運用基準（案）

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。

「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」とは

金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段をいう。

- 例）● 一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるもの
- 一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの

満期日が支払期日 以前	● 但し、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。
満期日が支払期日より 後	× たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を行うなどの行為が必要なため。

改正理由

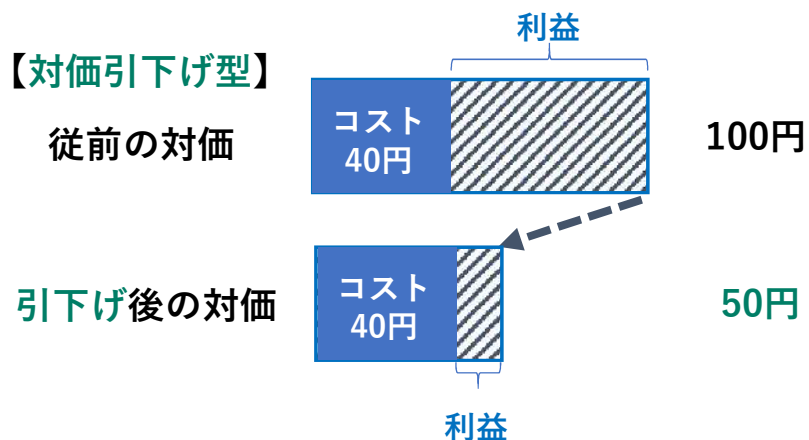
- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

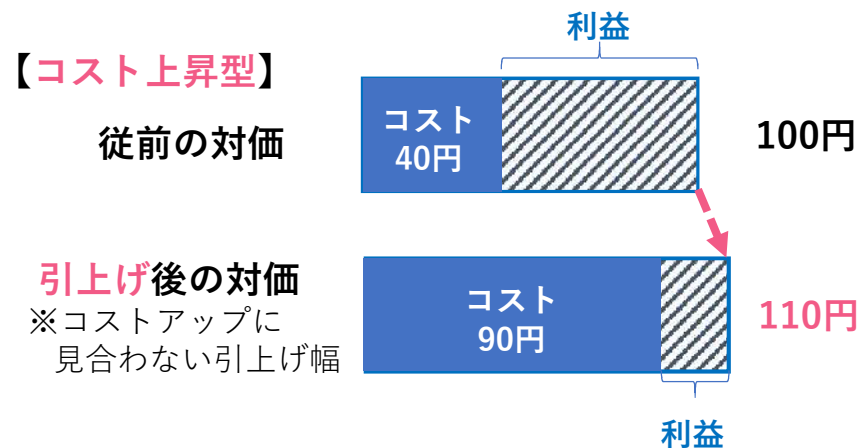
現行

対価に着目した規定



改正法

交渉プロセスに着目した規定

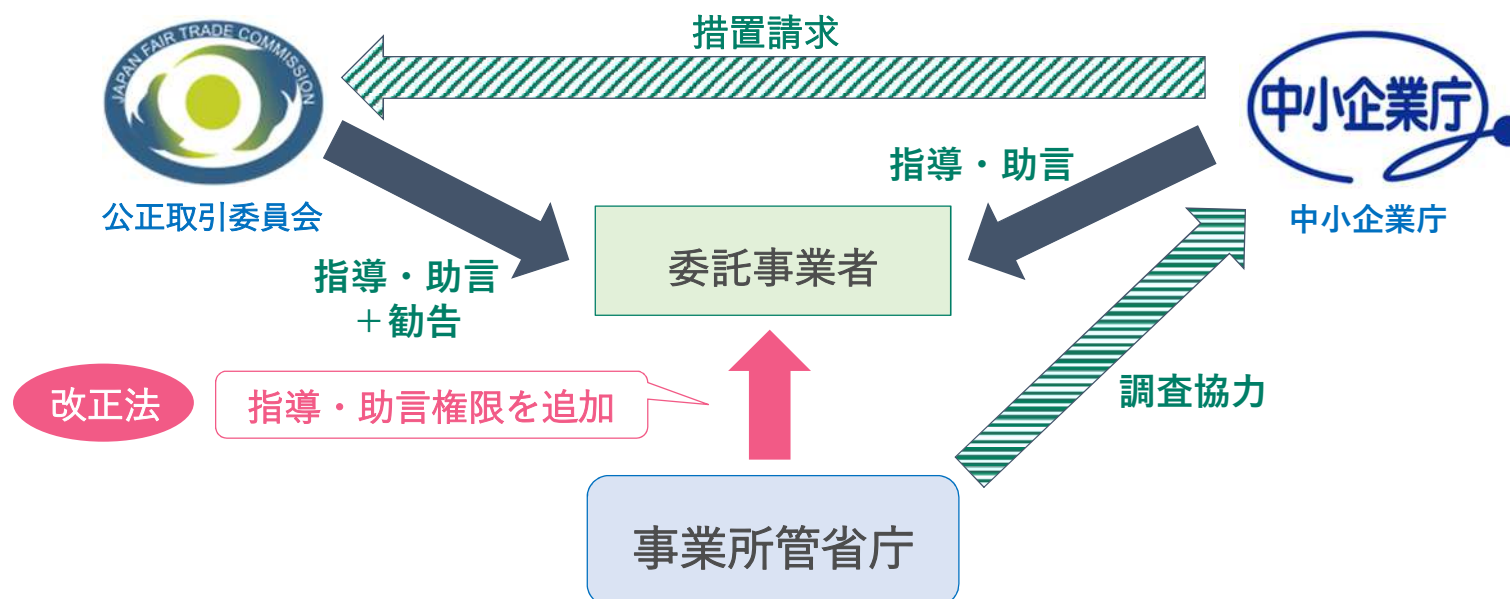


改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



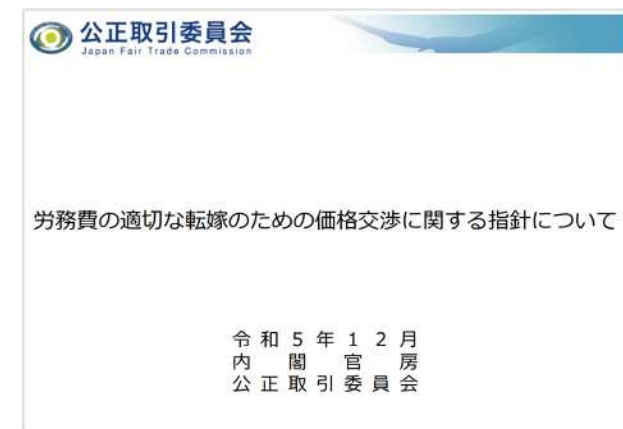
改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。
- 書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。
- 下請代金の支払遅延については、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。
- 受領拒否等をした親事業者が勧告前に受領等をした場合や、支払遅延をした親事業者が勧告前に代金を支払った場合に、勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。

改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する。【新第2条第1項】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。【新第4条】
- ◆ 遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から 実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。【新第6条第2項】
- ◆ 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。【新第10条関係】

パンフレット等



相談窓口

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

0120-060-110

オンライン窓口

独占禁止法違反被疑事実に関する申告

下請法違反被疑事実に関する申告

買ったたきなどの親事業者に関する情報提供（匿名可）

労務費の転嫁に関する情報提供（匿名可）

